

令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金 611,038,885 円のうち、252,507,562 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、358,531,323 円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 7 月 2 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一